

(別添)

2019年9月26日

N I T E (ナ イ ト)

独立行政法人製品評価技術基盤機構

中 部 支 所

News Release

リコール情報を見逃さずに事故を防ぐ ～身の回りの製品がリコール製品か確認しましょう～ ～ 東海4県版 ～

事故情報報告・公表制度が始まった2007年5月から2019年8月末までにNITE（ナイト）が受け付けた重大製品事故^{※1}のうちリコール^{※2}実施後に発生した重大製品事故であり、かつ、事故の原因が製品起因による事故（以下、「リコール後の重大製品事故」という。）が、東海地方4県（静岡県、愛知県、岐阜県及び三重県）では、合計138件^{※3}発生しています。

リコール後の重大製品事故の被害状況を見ると、重傷7件（5%）、軽傷7件（5%）、拡大被害83件（60%）、製品破損41件（30%）となっています。

1. リコール後の重大製品事故発生状況

(1) 各県の年度別 事故発生件数

表1にリコール後の重大製品事故の「県別」及び「年度別」の事故受付件数を示します。

表1 「県別」及び「年度別」の事故受付件数（単位：件）

年 度	静岡県	愛知県	岐阜県	三重県	合 計
2007年度(5月～)	1	6	2	2	11
2008年度	7	6	4(2) ^{※4}	3	20(2)
2009年度	2	8(1)	4	1(1)	15(2)
2010年度	2	4	1	0	7
2011年度	5	7	2	0	14
2012年度	4	4(1)	1	1	10(1)
2013年度	5	7	3	0	15
2014年度	0	5	1	2	8
2015年度	3	4(1)	2	1	10(1)
2016年度	4	3	2	2	11
2017年度	3	3	3	0	9
2018年度	0	7	0	1	8
2019年度(8月末まで)	0	0	0	0	0
合 計	36	64(3)	25(2)	13(1)	138(6)

- (※1) 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故情報。
- (※2) 事業者の製品安全を確保する活動のうち、消費生活用製品による事故の発生及び拡大の可能性を最小限にすることを目的とした、製品の回収、交換、点検、修理、注意喚起など。
- (※3) 2019年8月31日までに受け付けた案件。重複を除いた事故発生件数で計算。
- (※4) ()は、非火災件数。

(2) 各県の被害状況^{※5}別 事故発生件数

表 2 にリコール後の重大製品事故の「県別」及び「被害状況別」の事故受付件数を示します。

表 2 「県別」及び「被害状況別」の事故受付件数 (単位：件)

被害状況 ^{※5}		静岡県	愛知県	岐阜県	三重県	合計
人的被害	死亡	0	0	0	0	0
	重傷	1	3(3)	2(2)	1(1)	7(6)
	軽傷	2	5	0	0	7
物的被害	拡大被害	22	41	13	7	83
	製品破損	11	15	10	5	41
被害なし		0	0	0	0	0
合計		36	64(3)	25(2)	13(1)	138(6)

- (※5) 人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

(3) リコール後の重大製品事故による受付件数の多かった 10 製品の事故受付件数

図 1 にリコール後の重大製品事故による受付件数が多かった 10 製品の事故受付件数を示します。

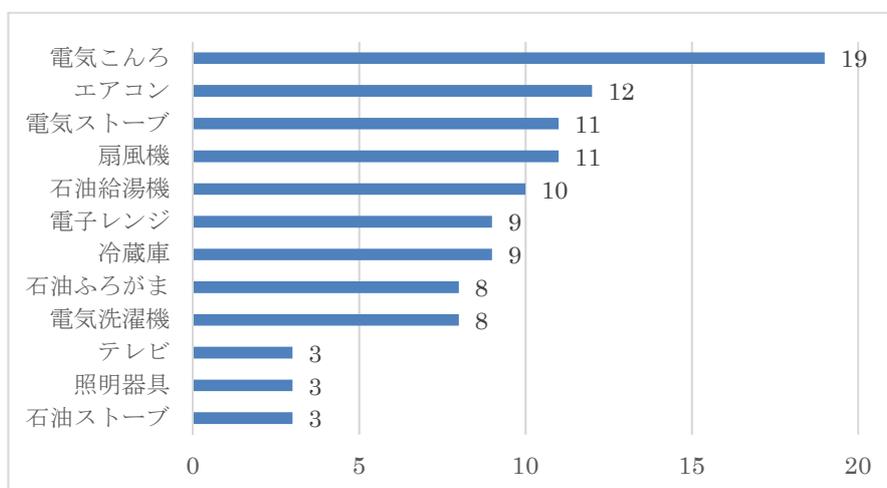


図 1 受付件数が多かった 10 製品の受付件数

(4) リコール後の重大製品事故による事故受付状況

リコール後の重大製品事故 138 件について、図 2 「リコール後の事故受付状況」に被害状況別の受付件数及びリコール実施年から事故発生日までの経過年数を示します。

リコール開始から 10 年ほどで発生していますが、10 年以降でも重傷事故が発生しています。

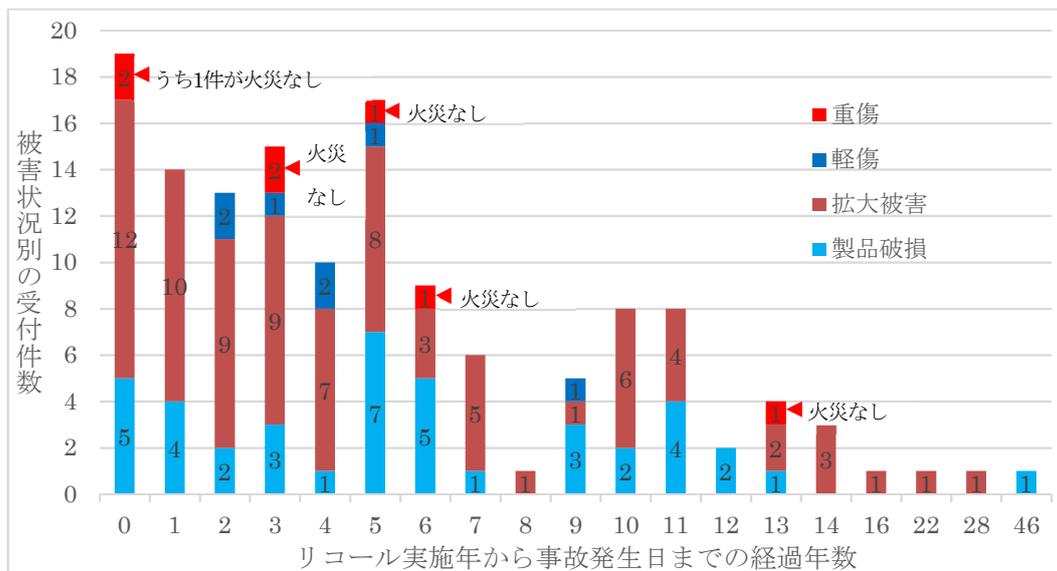


図 2 リコール後の事故受付状況

2. リコール後の重大製品事故による事故事例

(1) 靴の事故

2010 年 1 月（三重県、年代不明・男性、重傷）

【事故内容】

靴（釣り用）を履いて磯釣りをしていた際に、転倒し、負傷した。

【事故原因】

靴（釣り用）のソールの接着工程に不良があり、接着強度が弱かったこと及び、経年劣化により、ソールが剥がれたと考えられる。

なお、靴（釣り用）は接着剤の塗布不良により、ソールの一部が剥がれる可能性があることから回収を実施している。

(2) 液晶テレビのスタンドによる事故

2015 年 10 月（愛知県、10 歳未満・女兒、重傷）

【事故内容】

液晶テレビがスタンド支柱部分から外れ、落下し、左足を負傷した。

【事故原因】

液晶テレビのスタンドは、支柱の樹脂製接合部の強度不足により、接合部に亀裂が入ってぐらつきが生じ、接合部が破損して本体が外れ、足の上に落下して負傷したものと推定される。

なお、ぐらつきを認識した状態で使用を継続したことも、事故発生に影響したものと推定される。

(3) 電気かみそりの事故

2016年4月（岐阜県、年代・性別不明、製品破損）

【事故内容】

電気かみそりを充電中、電気かみそり及び周辺を焼損する火災が発生した。

【事故原因】

電気かみそりの充電回路に使用しているコンデンサーの耐湿性が低かったことと、長期使用（約47年以上）により、コンデンサーが吸湿して絶縁劣化したため、異常発熱し、充電時に出火したものと推定される。

(4) 温水洗浄便座の事故

2017年4月（静岡県、60歳代・女性、軽傷）

【事故内容】

温水洗浄便座を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。

【事故原因】

温水洗浄便座のコントローラー基板上の温水ヒーター用コネクタ接続部にメッキ不良があり、使用中の熱衝撃及び振動によりメッキが剥がれてコネクタ一部分が接触不良となり発熱し、その影響により、コントローラー基板の上のはんだ付け部にはんだクラックが生じ、絶縁不良となり、異極間でスパークし、焼損したものと推定される。

3. リコール後の重大製品事故の実験映像について

リコール後の重大製品事故の実験映像及び静止画をご希望の場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

なお、映像をご使用の際、クレジットは「NITE（ナイト）・中部支所」としてください。

（本件に関するお問い合わせ先）

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

独立行政法人製品評価技術基盤機構 中部支所

支所長 葛谷 弘之

担当者：製品安全技術課 酒井、齋藤

電話：052-951-1933 FAX：052-951-3902

以上